

令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜
志願のてびき

定時制の課程・通信制の課程

この「志願のてびき」は、令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜で、定時制の課程・通信制の課程に志願する際に必要になる資料の取扱いや手続の流れ等をまとめたものです。
内容をよく確認し、志願の手続等を行ってください。

令和7年度入学者選抜の出願方法について	1
志願手続の流れ（2月に行う検査）	2
志願手続の流れ（3月以降に行う検査）	4
一般募集 定時制の課程・通信制の課程	
I 志願資格と学区	5
II 共通選抜（二次募集を除く。）	5
III 定通分割選抜	11
IV 二次募集	14
○入学願書記入上の注意（定時制の課程・通信制の課程） 共通選抜二次募集及び定通分割選抜に限る。	16
在県外国人等特別募集	17
受検料及び入学料納付金額一覧	19
志願資格承認・学区確認	
I 志願資格承認について	20
II 学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）	21
○令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜 選考基準および特色検査の概要等について	21
○神奈川県公立高等学校の学費について、神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について	22
○私立高等学校等の学費支援制度について、神奈川県高校生等奨学給付金について、 神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて、問合せ先	裏表紙

令和7年度入学者選抜の出願方法について

令和7年度入学者選抜において、一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集(後期募集)を除く。)、中途退学者募集および別科(以下「2月に行う検査」といいます。)は、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム(以下「出願サイト」といいます。)による出願となります。

一般募集(共通選抜(二次募集)および定通分割選抜)、インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集(後期募集)(以下「3月以降に行う検査」といいます。)は、紙の入学願書による出願となります。

■出願方法の違い

本冊子での呼び方	募集	出願方法
2月に行う検査	・一般募集(共通選抜(<u>二次募集を除く。</u>)) ・連携型中高一貫教育校連携募集 ・海外帰国生徒特別募集(<u>後期募集を除く。</u>) ・在県外国人等特別募集 ・インクルーシブ教育実践推進校特別募集(<u>二次募集を除く。</u>) ・中途退学者募集 ・別科	出願サイトによる出願
3月以降に行う検査	・一般募集(共通選抜(<u>二次募集</u>)) ・一般募集(<u>定通分割選抜</u>) ・インクルーシブ教育実践推進校特別募集(<u>二次募集</u>) ・海外帰国生徒特別募集(<u>後期募集</u>)	紙の入学願書による出願

■出願サイトの操作方法

本冊子には、出願サイトの詳しい操作方法是掲載していません。

操作方法がわからなくなったときは、「神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム 志願者用マニュアル」(以下「マニュアル」といいます。)を参照してください。

なお、出願サイトを利用する際の端末や通信にかかる費用は利用者の負担となります。

■マニュアルのダウンロード方法

出願サイトのログイン画面からダウンロードします。

<https://shutsugan.pref.kanagawa.jp/applicant/>



操作説明書をクリックすると、PDFで表示されます。
(ルビつきの操作説明書もあります。)

■ヘルプデスク

出願サイトの操作方法について、マニュアルを見てもわからないときは、次の電話番号にご連絡ください。(ヘルプデスクは、出願サイトの操作方法についての質問にお答えします。)

なお、本冊子の記載内容については、裏表紙の問合せ先にご連絡ください。

電話番号：050-3501-6252 ※おかけ間違いにご注意ください。

期 間：令和6年11月8日(金)～令和7年3月7日(金) 9時～17時

(土、日、休日および年末年始(令和6年12月29日～令和7年1月3日)を除く。)

志願手続の流れ（２月に行う検査）

はじめに

２月に行う検査では、出願サイトを利用して志願手続をします。
出願サイトによる志願の方法は、次の[A]から[C]に分かれます。

A 県内の国公立中学校を卒業見込み または すでに卒業している人

- ・神奈川県内にある国立又は公立の中学校等（特別支援学校中学部、義務教育学校等を含みます。本資料や出願サイトでは、まとめて「中学校」といいます。）の場合。

B 県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人

- ・[A]に該当しない、日本国内にある中学校および海外にある日本人学校の場合。
- ・私立中学校には、神奈川県内・県外の私立中学校等を含みます。
- ・県外在住の場合、別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 p. 20）

C 海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人

- ・上記[A]、[B]に該当しない場合。
- ・別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 p. 20）

A、Bは、必ず手続の際に中学校を通します。

Cは、手続の際に中学校を通しません。

A 県内の国公立中学校を卒業見込み または すでに卒業している人

① 志願者アカウント作成（志願者登録申請）

募集期間（令和7年1月23日（木）～）の前までに志願者アカウントを作成しておきましょう。
また、志願資格承認申請、学区確認申請および特別募集等の志願資格確認の手続をする人は、早めにアカウント作成が必要です。

※ 日本の中学校を既に卒業している人は、出身中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人の住民票の写し等を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、志願者アカウント作成の手続を依頼してください。

② 志願情報作成（下書き）

志願者アカウント作成後、志願先の高等学校を登録（下書き保存）できるようになります。
①で登録した志願者基本情報と②で登録する志願先の高等学校の情報をまとめて「志願情報」といいます。志願情報は、中学校を通じて、志願先の高等学校に送られます。

③ 志願情報申請、受検料納付

（令和7年1月23日（木）から1月29日（水）正午まで）

募集期間のうち志願情報申請期間に、志願情報の申請（＝担任の先生に送る）をします。申請後、速やかに出願サイトから受検料を納付してください。

④ 志願変更情報申請、受検料再納付

（令和7年2月4日（火）から2月6日（木）正午まで）

志願変更する場合、志願変更期間のうち志願変更情報申請期間に、志願変更手続をします。

担任の先生に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」となると、志願変更が可能となります。志願変更する際の志願情報を「志願変更情報」といいます。受検料は、差額の納付または再納付が必要な場合のみ納付します。

「面接シート」、
「高等学校長が定めた様式」等は、
調査書等提出期間（令和7年2月4日（火）から12日（水）まで）に、中学校を通じて高等学校に提出します。

⑤ 受検票印刷（令和7年2月11日（火・休日）から）

検査前日までに、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷します。
また、受検票の二次元コードまたは URL からアクセスできる「志願者へのお知らせ」を必ず確認してください。
※「志願者へのお知らせ」は、募集期間初日の午前中を目途に、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校ホームページから確認することができます。

⑥ 検査

検査当日には、必ず印刷した受検票を持参してください。

⑦ 合格発表、入学料納付（令和7年2月28日（金）午前9時から）

出願サイトを通して合格発表を行います。
合格者は、当日の指定された時間に、合格した高等学校で合格通知書の交付を受けます。（受検票持参）
高等学校で受け取る案内に従い、出願サイトから入学料を納付します。

B 県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人

在籍または卒業した中学校を通して手続します。

中学校から神奈川県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）にご連絡いただき、中学校用のアカウントを作成する必要があります。詳しいことは、以下の県教育委員会のホームページをご参照ください。
中学校用のアカウントを作成した後の手続は、**A**と同じです。

C 海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人

中学校を通さずに志願手続します。**A**の手続のうち、「中学校を通じて」と記載している部分は、省略（スキップ）します。また、県教育委員会が事前に作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを登録し、手続します。「志願変更許可」および「志願取消許可」については、県教育委員会の窓口で行います。詳細は、志願資格承認申請の際にご案内します。併せて、以下の県教育委員会のホームページをご参照ください。

「県外・海外・私立等から受検する場合のインターネット出願に係る手続について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kengai-kaigai-shiritsunetshutsugan.html>



志願手続の流れ（3月以降に行う検査）

共通選抜（二次募集）、定通分割選抜

共通選抜（二次募集）および定通分割選抜は、紙の入学願書による志願です。また、共通選抜（二次募集）またはインクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集）と定通分割選抜は同時に志願することができます。

① 紙による入学願書等の提出

共通選抜（二次募集）

【募集期間】令和7年3月4日(火)、3月5日(水)

〔県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校〕

3月4日(火) 午前9時から正午および午後1時から午後4時

3月5日(水) 午前9時から正午

〔県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、川崎市立川崎高等学校(昼間部)〕

3月4日(火) 午後2時から午後7時

3月5日(水) 午後2時から午後4時

定通分割選抜

【募集期間】令和7年3月6日(木)、3月7日(金)

〔夜間の定時制の課程〕

3月6日(木) 午後2時から午後7時

3月7日(金) 午後2時から午後4時

〔通信制の課程〕

3月6日(木) 午前9時から正午および午後1時から午後5時

3月7日(金) 午前9時から正午および午後1時から午後4時

【提出書類】

・入学願書

- ・（定通分割選抜の場合）**受検料の収入済証明書**（入学願書裏面に貼付）（横須賀市立高等学校及び通信制の課程を除く。）
- ・（共通選抜（二次募集）の場合）**受検料**（志願先の高等学校の窓口で納付）
- ・面接シート（第14号様式）（特色検査（面接）を実施する志願先高等学校長が求める場合）
- ・学校独自の様式による提出用紙（特色検査（面接）を実施する志願先高等学校長が求める場合）
- ・志願資格承認書（第17号様式の1）（必要な人のみ）
- ・志願資格承認申請書（第18号様式）（志願先の高等学校の窓口で志願資格承認申請を行う人）
- ・学区確認結果通知書（第25号様式）（必要な人のみ）
- ・長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類（第7・8・9号様式）（申請を希望する人のみ）
- ・その他、学校が指定した書類

※日本の中学校を既に卒業している人は、出身中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人の住民票の写し等を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、入学願書に中学校長の証明を受けてください。

② 受検票等の交付（志願先の高等学校の窓口）

③ 志願変更

共通選抜（二次募集）

【志願変更期間】令和7年3月6日(木)、3月7日(金)

〔県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校〕

3月6日(木) 午前9時から正午および午後1時から午後4時

3月7日(金) 午前9時から正午および午後1時から午後4時

〔県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、川崎市立川崎高等学校(昼間部)〕

3月6日(木) 午後2時から午後7時

3月7日(金) 午前9時から正午および午後1時から午後4時

(本冊子 p.15)

定通分割選抜

【志願変更日】令和7年3月10日(月)

〔夜間の定時制の課程・通信制の課程〕

3月10日(月) 午前9時から正午および午後1時から午後4時
(本冊子 p.12)

④ 検査

検査当日には、必ず受検票を持参してください。

一般募集 定時制の課程・通信制の課程

I 志願資格と学区

志願資格

神奈川県公立高等学校（以下「高等学校」といいます。）の定時制の課程または通信制の課程に入学を志願するためには、平成22年4月1日以前に出生した人で、次表のA欄のいずれかに該当し、かつ、B欄の①・②のいずれかに該当することが必要です。

A	① 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人（ただし、国公立高等学校、高等専門学校および中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」といいます。）に在籍していない人） ② 中学校を令和7年3月31日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人 ③ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した人、または令和7年3月31日までに修了する見込みの人 ※ この他、中学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められた人も資格があります。詳しいことは、県教育委員会教育局指導部高校教育課（(045)210-8084）にお問い合わせください。
B	① 神奈川県内に住所または勤務地がある人 ② 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」といいます。）の志願の承認を受けた人 ※ ただし、Bの①は、横浜市立横浜総合高等学校については神奈川県内に住所または横浜市内に勤務地がある人、川崎市立高等学校の普通科については神奈川県内に住所または川崎市内に勤務地がある人

注意 上記A欄の③に該当する人とB欄の①に該当しない人は、B欄②の県教育長の志願の承認を受けることが必要な人です。志願資格の承認申請の方法等について本冊子p.20で確認してください。

学区

横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立高等学校の普通科以外の定時制高等学校は、県内のどこからでも志願することができます。横浜市立横浜総合高等学校または川崎市立高等学校の普通科を志願する人は、学区について、本冊子p.21の「II 学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）」を必ずお読みください。

II 共通選抜（二次募集を除く。）

募集定員等

共通選抜は、募集定員の80%を募集人員として実施します。また、定通分割選抜も実施します。ただし、定時制の課程のうち、県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校では共通選抜において募集定員のすべてを募集し、必要と認めた場合に二次募集を実施し、定通分割選抜は実施しません。

令和7年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願

- 志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科または部に限ります。ただし、機械科および電気科を一括して募集する県立小田原城北工業高等学校は、それを一つの学科とみなします。
- 特別募集や他の課程に、同時に志願することはできません。
- 共通選抜において、県立神奈川工業高等学校に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の他の工業に関する学科を第2希望として志願することができます。また、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の他の部を第2希望として志願することができます。
- 18歳以上（令和7年4月1日現在）の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は、志願手続時に出願サイトで「作文での受検を希望する」にチェックしてください。

志願手続

出願サイトにおける志願手続の流れは、本冊子p.2、3を参照してください。

- A 県内の国公立中学校 B 県外の国公立中学校や私立中学校等の場合は、在籍（卒業）中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
C 海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。
- 出願サイトから志願情報を申請し、受検料を納付の上、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(3) 受験料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 19を参照）受験料の金額等は、次表のとおりです。通信制の受験料は無料です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名 称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金 額	9 5 0 円	6 5 0 円	9 5 0 円	9 5 0 円

(4) 出願サイトからの納付ができない場合、受験料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

※ 納付した受験料は、原則として返還できません。

(5) 次に該当する人は、提出書類があるので注意してください。詳しいことは、中学校の先生にお問い合わせください。

① 選考にあたって、長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱いを希望する人

→ 長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第7号様式）、欠席状況証明書（第8号様式：中学校長が作成します。）および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）

※ 県立相模向陽館高等学校は、第7号様式、第8号様式および第9号様式の提出は要しません。

② 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受験が困難な人は、受験方法について申請ができます。詳しいことは、中学校の先生に相談してください。

【志願の手続に関する注意点】

※ 志願情報申請後、ログイン後の画面の「あなたの登録情報」から、現在の志願情報の状態が確認できます。「高校提出済」と表示されていれば、中学校で承認され、高等学校に提出されています。「高校受理済」と表示されていれば、高等学校で受理され、志願手続完了です。

(6) 募集期間は次表のとおりです。

募 集 期 間	備 考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

(7) 志願者の調査書（令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校長から志願先（志願変更したときは、その志願変更先の）高等学校に提出（郵送または窓口へ直接提出）されます。特色検査（実技検査、自己表現検査及び面接のうち、当該高等学校長が定めるもの。以下同じ。）を実施する志願先（志願変更したときは、その志願変更先の）高等学校において、面接シート（第14号様式）または当該高等学校長が定めた様式、長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類等の提出を必要とする場合は、原則、調査書と併せて提出されます。調査書等の提出期間は次表のとおりです。

調査書等の提出期間	受 付 時 間
令和7年2月4日(火)から2月12日(水)まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)	午前9時～正午および午後1時～午後4時

※ 面接シート（第14号様式）または高等学校長が定めた様式の提出が必要な高等学校は、県教育委員会ホームページを確認してください。URLは本冊子p. 21に記載してあります。

※ 当該高等学校長が定めた様式については、県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷することができます。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/dokuziyoushiki.html>

志願変更

(1) 志願変更の範囲

ア 後記(2)の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

イ どの高等学校へも志願変更できます。

ウ 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。）

エ 異なる学科等へも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。）

オ 共通選抜と特別募集の間でも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。志願資格確認がされていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に当該募集の志願資格確認の手続をしてください。

カ 県立神奈川工業高等学校、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に第2希望の志願ができます。

(2) 志願変更期間は次表のとおりです。

志願変更期間	備 考
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

(3) 志願変更の手続

出願サイトにおける志願変更手続の流れは、本冊子p. 2を参照してください。
志願変更をする人は、志願変更期間中に、次の手順により手続をしてください。

- A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、
- ① 在籍（卒業）中学校に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。
 - ② 出願サイトから志願変更情報を申請し、中学校による確認および中学校長の承認を受けると、志願変更情報が志願変更先の高等学校に提出されます。
- C 海外現地校等**の場合は、
- ① 県教育委員会の窓口で志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。
 - ② 出願サイトから志願変更情報を申請すると、志願変更情報が志願変更先の高等学校に提出されます。

【志願変更の手続に関する注意点】

- ① 受検料に関する注意点は次のとおりです。
- ※ 県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間および同じ高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、それ以外の場合、受検料を再納付する必要があります。
- ※ 受検料の再納付方法は、志願手続時と同じです。
- ※ 定時制の課程から全日制の課程および通信制の課程から全日制の課程または定時制の課程へ志願変更する場合には、県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間または同じ高等学校内の志願変更であっても、受検料の差額を納付する必要があります。
- なお、全日制の課程から定時制の課程または通信制の課程および定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合、受検料の差額は返還しません。
- ※ 差額の納付または再納付の際も、別途システム利用料がかかります。
- ② 第2希望の志願変更の手続は、(3)の志願変更の手続に準じて行います。
- ③ 中学校が行う「志願変更許可」は、志願変更期間前にはできません。
- ④ 志願資格確認を受けていない特別募集（海外帰国生徒、在県外国人等）に志願変更する場合は、志願変更期間内のうち【志願変更情報申請期間】に、志願変更申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格を確認の上、登録してもらう必要があります。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日（令和7年2月27日（木））正午までに、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

- A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、
- ① 在籍（卒業）中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
 - ② 出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校による確認および中学校長の承認を受けると、志願取消が完了します。
- C 海外現地校等**の場合は、
- ① 県教育委員会の窓口で志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
 - ② 出願サイトから志願取消情報を申請すると、志願取消が完了します。

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表のとおりです。

印刷可能期間	備 考
令和7年2月11日（火・休日）から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

(2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校のホームページから確認することができます。

共通選抜の検査

(1) 定時制の高等学校

- ア 検査の内容および日程
- 学力検査**（学力検査の代わりの作文） 令和7年2月14日（金）
- 特色検査** 令和7年2月14日（金）、17日（月）、18日（火）
- ※ 特色検査の日時は、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校のホームページから確認することができます。
- 一部の学校では、2月19日（水）が特色検査の検査日となる場合があります。
- イ 検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校
- ウ 学力検査等の時間
- ① 学力検査の教科等・時間割 * 外国語（英語）の学力検査はリスニングテストを含みます。

時 刻	8：50～ 9：10	9：20～ 10：10	10：25	10：30～ 11：20	11：35	11：40～ 12：30
教 科 その他	検査についての注意	外国語 （英語）*	（予鈴）	国 語	（予鈴）	数 学

② 学力検査の代わりの作文による受検の時間割

時 刻	教科・その他
11：20～11：35	検査についての注意
11：40～12：30	作 文

エ 検査に関する注意点

(7) 学力検査

- ① 学力検査は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校が指定する教科をすべて受検します。
- ② 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。
- ③ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ④ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

- ・ テレビ神奈川（データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ）午前6：30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前6：30以降
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



⑤ 学力検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき（必要としない学校もあります。）

- ※ 共通選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。
- ※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）
- ⑥ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校の指示に従ってください。
- なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

(4) 特色検査

特色検査当日に持参するもの

受検票、上ばき（必要としない学校もあります。）
志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されたもの

(2) 通信制の高等学校

ア 検査の内容および期日

作文 令和7年2月14日（金）、17日（月）、18日（火）

- ※ 検査の日時は、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校のホームページから確認することができます。

イ 検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校

ウ 検査当日に持参するもの 受検票、筆記用具

追検査

共通選抜を志願する人のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合および痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により学力検査または作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった人の中で、追検査の受検を希望する人を対象として次により実施します。

(1) 受検の手続

追検査の受検を希望する場合、在籍（卒業）中学校に状況を伝えます。

中学校長は必要事項を記入した追検査受検願（第28号様式）を、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に提出します。提出期間および受付時間は次表のとおりです。

追検査受検願（第28号様式）の提出期間および受付時間

提出期間	受付時間
令和7年2月14日（金）および 2月17日（月）	2月14日（金）は、午後1時～午後4時 2月17日（月）は、午前9時～正午

- ※ 在籍（卒業）中学校が県外（海外を含む。）である等の事由により、期間内に追検査受検願（第28号様式）の提出ができない場合、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

- ※ 追検査受検願（第28号様式）については、県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>

- ※ 定時制の課程における学力検査（作文をもって学力検査に代える場合を含む。）以外の検査および通信制の課程における検査については、追検査を実施しません。

(2) 追検査の内容および期日 学力検査（学力検査の代わりの作文） 令和7年2月20日（木）

(3) 追検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校

(4) 学力検査等の時間

ア 学力検査の教科等・時間割 * 外国語(英語)の学力検査はリスニングテストを含みます。

時刻	9 : 20～ 9 : 40	9 : 50～ 10 : 40	10 : 55	11 : 00～ 11 : 50	12 : 05	12 : 10～ 13 : 00
教科 その他	検査について の注意	外国語 (英語)*	(予鈴)	国語	(予鈴)	数 学

イ 学力検査の代わりの作文による受検の時間割

時刻	教科・その他
11 : 50～12 : 05	検査についての注意
12 : 10～13 : 00	作文

【追検査に関する注意点】

- ① 学力検査は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校が指定する教科をすべて受検します。
- ② 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。
- ③ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ④ 学力検査当日、大雪等の非常事態により検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますの
で、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ ウェブページ上に掲載 午前6:30以降

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



- ⑤ 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、上ばき(必要としない学校もあります。)

※ 学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。(マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。)

- ⑥ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校にご相談ください。

共通選抜の選考方法

- (1) 共通選抜における選考の方法(県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および通信制の高等学校を除く。)

中学校長から提出された調査書の評定(A)、学力検査(追検査を含む。)の得点(B)および調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を換算した数値(C)をもとに、それぞれを100点満点に換算した(a)、(b)、(c)の数値と、各学校が定めた比率(f、g、h)を用いて、各選考を行います。

- ① 第1次選考(募集人員の90%まで)

次の式により合計値を算出し、上位の者から合格者を決定します。

$$S_1 = (a) \times f + (b) \times g$$

なお、特色検査を実施した場合は、その結果(D)を100点満点に換算した(d)を加えます。

$$S_1 = (a) \times f + (b) \times g + (d) \times i \quad \text{※ } f, g \text{ は } 2 \text{ 以上の整数で } f + g = 10, i \text{ は } 1 \text{ 以上 } 5 \text{ 以下の整数}$$

- ② 資料の整わない者の選考

資料の整わない者については、参考のできる資料を活用して、第1次選考合格者に相当する者であるかを判断し、適正に選考します。

- ③ 第2次選考

①・②で合格となっていないすべての者を対象に、次の式により合計値を算出し、上位の者から合格者を決定します。

$$S_2 = (b) \times g + (c) \times h$$

なお、特色検査を実施した場合は、

$$S_2 = (b) \times g + (c) \times h + (d) \times i \quad \text{※ } g, h \text{ は } 2 \text{ 以上の整数で } g + h = 10 \text{ として改めて設定、} i \text{ は } 1 \text{ 以上 } 5 \text{ 以下の整数}$$

また、調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者については、参考のできる資料を活用して適正に選考します。

- (2) 県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校の共通選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書の観点別学習状況、学力検査(追検査を含む。)および面接の結果、さらに県立相模向陽館高等学校においては自己表現検査の結果を資料として、総合的に選考します。

- (3) 通信制の高等学校の共通選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書および作文の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表

合格者の発表の日時・方法および合格通知書の交付の日時・場所は次表のとおりです。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付の日時・場所	備 考
令和 7 年 2 月 28 日 (金) 午前 9 時 出願サイト上で確認します。	令和 7 年 2 月 28 日 (金) のうち指定された時間 志願先 (志願変更したときは、その志願変更先) の高等学校	合格通知書の受取には、受検票の 提示が必要です。

※ 出願サイトで合格発表を閲覧することができない場合は、志願先 (志願変更したときは、その志願変更先) の高等学校にて受検票の提示により可否結果通知書を手渡します。

※ 合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果 (「答案の写し」および「問い別採点結果」) を手渡します。不合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果 (「答案の写し」および「問い別採点結果」) を郵送します。

※ 合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先 (志願変更したときは、その志願変更先) の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類 (運転免許証等) を持参してください。

なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。
- (2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

- (1) 高等学校長が指定する期日までに、誓約書を高等学校に提出してください。
- (2) **定時制**については、指定された期日までに入学料を納付してください。納付方法は、受検料の納付方法と同様です。出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。(本冊子 p. 19 を参照) 定時制の入学料の額等は、次表のとおりです。**通信制の入学料は無料**です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名 称	入学料	入学金	入学料	入学金
金 額	2, 1 0 0 円	1, 2 0 0 円	2, 1 0 0 円	2, 1 0 0 円

注意 指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

- (1) 志願者数等については、募集期間の最終日から志願変更期間の最終日まで、毎日、午後 7 時頃までに各高等学校のホームページで公表予定です。(土曜日および日曜日を除く。) ただし、募集期間および志願変更期間の最終日は、県教育委員会の記者発表終了後、各高等学校のホームページまたは神奈川県ホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。
- (2) 志願者数、合格者等については、電話等による問合せには一切応じません。
- (3) 志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。
- (4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。(ただし、請求しても見ることができないものもあります。)
- (5) 入学者選抜の資料とした合格者 (入学を希望する者に限る。) の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。
- (6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことは、各高等学校にお問い合わせください。(本冊子 p. 22)

Ⅲ 定通分割選抜

※ 定通分割選抜は、夜間の定時制および通信制の高等学校が実施します。

募集定員等

定通分割選抜の募集人員は、募集定員から共通選抜の募集人員を差し引いた数とします。ただし、共通選抜において募集人員を満たしていない場合の不足数および令和7年3月5日（水）までの共通選抜の入学辞退による欠員数も加えます。

令和7年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願

- (1) 本冊子p. 5のⅠの「志願資格」に該当し、かつ、令和7年度入学選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校の合格者になっていない人が志願できます。
※ 合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。
※ 定通分割選抜の志願者は、共通選抜（二次募集）またはインクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集）に同時に志願することができます。
- (2) 定通分割選抜において志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科に限りです。ただし、機械科および電気科を一括して募集する県立小田原城北工業高等学校は、それを一つの学科とみなします。
- (3) 定通分割選抜において、県立神奈川工業高等学校に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の他の工業に関する学科を第2希望として志願することができます。
- (4) 18歳以上（令和7年4月1日現在）の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は入学願書の受検教科等の欄「作文」を○で囲んでください。（本冊子p. 16を参照）

入学願書等の提出

- (1) 募集期間中に、紙による入学願書（定時制は第1号様式の2、通信制は第1号様式の3）を志願先の高等学校へ直接提出してください。郵送による入学願書等の提出はできません。
入学願書については、必要事項をもれなく記入の上、志願者の写真を貼り、中学校長の証明を受けてください。入学願書に不備があるときは、受け付けることができません。（記入上の注意は本冊子p. 16をご覧ください。）
※ 入学願書は、以下の県教育委員会のホームページからダウンロードし、A4サイズの白紙に印刷してください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>
※ 18歳以上（令和7年4月1日現在）の人は、入学願書の保護者欄の記入を省略することができます。
- (2) 次に該当する人は、入学願書とともに提出する書類がありますので注意してください。詳しいことは、中学校の先生に相談してください。
 - ① 県教育長から志願資格承認を受けた人（第15号様式による申請の場合）
→ 志願資格承認書（第17号様式の1）
 - ② 全日制の課程を志願しない場合で、県教育長から志願資格を受けようとする人（第15号様式で申請した人を除く。）
→ 神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）入学志願資格承認申請書（第18号様式）（本冊子p. 20）
 - ③ 川崎市教育委員会もしくは川崎市立高等学校長から学区確認を受けた人（第22号様式の1または第22号様式の2による申請の場合）
→ 学区確認結果通知書（第25号様式の1または2）
 - ④ 選考にあたって、長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱いを希望する人
→ 長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第7号様式）、欠席状況証明書（第8号様式：中学校長が作成します。）および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）
 - ⑤ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は受検方法について申請ができます。詳しいことは、中学校の先生に相談してください。
 - ⑥ 特色検査を実施する志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校において当該高等学校長が定めた様式
- (3) 受検料を納付してください。共通選抜に志願した人も、定通分割選抜に志願する際は、再度受検料を納付する必要があります。納付した受検料は原則として返還できませんのでご了承ください。定時制の受検料の金額等は、次表のとおりです。通信制の受検料は無料です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名 称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金 額	950円	650円	950円	950円
納付方法	「県立高等学校（定通分割選抜）の受検料・入学料の納付方法について」により納付してください。	「横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学料の納付方法について」により納付してください。	「川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の納付方法について」により納付してください。	「横須賀市立高等学校の入学検定料（受検料）及び入学料の納付方法について」により納付してください。
納付後の手続	金融機関等の確認印が押印された収入済証明書を入願書の裏面に貼付してください（横須賀市を除く。）。			

(4) 募集期間（入学願書等受付）

高等学校の種類	募 集 期 間	受 付 時 間
夜間の定時制の高等学校	令和7年 3月6日(木)および 3月7日(金)	3月6日(木)は、午後2時～午後7時 3月7日(金)は、午後2時～午後4時
通信制の高等学校		3月6日(木)は、午前9時～正午および午後1時～午後5時 3月7日(金)は、午前9時～正午および午後1時～午後4時

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

(5) 志願者の調査書（令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校長から志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校へ提出（郵送または窓口の直接提出）されます。調査書の提出期間は次表のとおりです。

高等学校の種類	調査書の提出期間	受付時間
夜間の定時制の高等学校	令和7年3月6日(木)から 3月11日(火)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午後2時～午後7時
通信制の高等学校		午前9時～正午および 午後1時～午後5時

- ※ **定通分割選抜**における調査書の提出については、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が持参することできます。
- ※ 入学願書等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、事前に中学校から志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。
- なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願変更

(1) 志願変更の範囲

- ア 後記(2)の**志願変更日中1回に限り**、志願変更できます。
- イ どの高等学校へも志願変更できます。
- ウ 定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。
- エ 異なる学科へも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。）
- オ 県立神奈川工業高等学校に志願変更する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第2希望の志願ができます。

(2) 志願変更日

志願変更日	受付時間
令和7年3月10日(月)	午前9時～正午および午後1時～午後4時

※ **志願変更日**内に志願変更先での**手続を完了**してください。

(3) 志願変更の手続

志願変更をする人は、志願変更期間中に、次の手順により手続をしてください。**郵送による志願変更の手続はできません。**

- ① 志願変更願（第13号様式：各中学校に用紙があります。）に必要事項を記入します。

② 中学校長の確認印を受けた志願変更願と受検票を、志願先の高等学校へ直接提出します。

③ 入学願書等必要な書類の返還を受けます。

④ その場で、返還を受けた入学願書および受検票の志願先の高等学校名等を斜線で消し、志願変更先欄等に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願（写し）を受け取ります。

⑤ 入学願書、受検票および志願変更願（写し）等を志願変更先の高等学校へ直接提出します。

※ 課程を変更する場合は、新たにそれぞれの入学願書を用意する必要があります。

【志願変更に関する注意点】

- ① 受検料に関する注意点は次のとおりです。
- ※ 県立高等学校間、川崎市立高等学校間および同一高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、その他の場合には受検料を再納付する必要があります。
- ※ 受検料を再納付する場合は、志願変更先の高等学校へ直接納付してください。
- ※ 県立高等学校間の志願変更であっても、通信制の課程から定時制の課程へ志願変更する場合には、受検料を納付する必要があります。
- なお、定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合には、受検料は返還しません。
- ② 第2希望の志願変更の手続も、(3)の志願変更の手続に準じて行います。
- ③ 志願変更願等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日（休日を除く。）（令和7年3月19日（水））正午までに、必ず志願取消の手続をしてください。

定通分割選抜の検査

(1) 定時制の高等学校

ア 検査の内容および期日

学力検査（学力検査の代わりの作文） 令和7年3月17日(月)

特色検査 令和7年3月17日(月)または18日(火)

※ 特色検査の日時は、志願受付時に志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されます。

イ 検査の会場

志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校

ウ 学力検査等の時間

① 学力検査の教科等・時間割

時刻	13：00～ 13：10	13：20～ 13：50	14：00	14：05～ 14：35	14：45	14：50～ 15：20
教科 その他	検査についての 注意	外国語 (英語)	(予鈴)	国語	(予鈴)	数 学

② 学力検査の代わりの作文による受検の時間割

時刻	教科・その他
14：15～14：25	検査についての注意
14：30～15：20	作文

エ 検査に関する注意点

(7) 学力検査

- ① 学力検査は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校が指定する教科または事前に申告した教科をすべて受検します。
- ② 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。
- ③ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ④ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の午前中に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

- ・ テレビ神奈川（データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ）午前10：30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前10：30以降

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



- ⑤ 学力検査当日に持参するもの
受検票、筆記用具※、上ばき（必要としない学校もあります。）

※ 定通分割選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

⑥ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

(4) 特色検査

特色検査の当日に持参するもの
受検票、上ばき（必要としない学校もあります。）
志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されたもの

(2) 通信制の高等学校

ア 検査の内容および期日

作文 令和7年3月17日(月)または18日(火)
※ 検査の日時は、志願受付時に志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されます。

イ 検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校

ウ 検査当日に持参するもの 受検票、筆記用具

定通分割選抜の選考方法

(1) 定時制の高等学校の定通分割選抜における選考の方法

中学校長から提出された調査書の評定(A)および学力検査の得点(B)をもとに、それぞれを100点満点に換算した(a)、(b)の数値を、各学校が定めた比率(f、g)で、次の式により合計値を算出し、上位の者から合格者を決定します。

$$S = (a) \times f + (b) \times g$$

なお、特色検査を実施した場合は、その結果(D)を100点満点に換算した(d)を加えます。

$$S = (a) \times f + (b) \times g + (d) \times i$$
 ※ f、gは2以上の整数でf + g = 10、iは1以上5以下の整数

(2) 通信制の高等学校の定通分割選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書および作文の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表

(1) 合格者の発表の日時および場所

高等学校の種類	合格者の発表の日時	場 所
夜間の定時制の高等学校	令和7年3月21日(金) 午後3時～午後6時	志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校
通信制の高等学校	令和7年3月21日(金) 午前10時～正午および午後1時～午後3時	

(2) 合格発表の方法

可否結果通知書（封筒に入っています。）を手渡します。可否結果通知書の受取には、受検票の提示が必要です。

※ 可否結果通知書は、受検結果の通知です。可否結果の確認後、合格した人は直ちに合格通知書を受け取ってください。

※ 学力検査を実施する高等学校において、学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問別採点結果」）を手渡します。

※ 可否結果通知書、合格通知書および答案写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。
- (2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

- (1) 高等学校長が指定する期日までに、誓約書を高等学校に提出してください。
- (2) **定時制**については、指定された期日までに、入学料を納付してください。定時制の入学料の金額等は次表のとおりです。**通信制の入学料は無料**です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名 称	入学料	入学金	入学料	入学金
金 額	2, 1 0 0 円	1, 2 0 0 円	2, 1 0 0 円	2, 1 0 0 円
納付方法	合格発表時にご案内します。		高等学校へ直接納付してください。	

注意 指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

- (1) 志願者数等については、募集期間の最終日および志願変更日に、県教育委員会の記者発表終了後、各高等学校のホームページまたは神奈川県ホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。
- (2) 志願者数、合格者等については、電話等による問合せには一切応じません。
- (3) 志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。
- (4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。（ただし、請求しても見ることができないものもあります。）
- (5) 入学者選抜の資料とした合格者（入学を希望する者に限る。）の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。
- (6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことは、各高等学校にお問い合わせください。（本冊子p. 22）

Ⅳ 二次募集

二次募集は、**県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校のうち、県立の高等学校については県教育長が、各市立の高等学校についてはそれぞれの市教育長が必要と認めた場合に行います。**

志願資格と学区

- (1) 本冊子p. 5のⅠの「志願資格」に該当し、令和7年度入学者選抜における国公立の高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校の合格者になっていない人が志願できます。
※ 合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。
※ 共通選抜の二次募集の志願者は、定通分割選抜に同時に志願することができます。
- (2) **共通選抜の二次募集**において志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科または部に限ります。
- (3) **共通選抜の二次募集**において、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の共通選抜の二次募集を実施している他の部を第2希望として志願することができます。
- (4) 18歳以上（令和7年4月1日現在）の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は入学願書の受検教科等の欄の「作文」を○で囲んでください。
※ 二次募集は、県立高等学校、横浜市立高等学校、川崎市立高等学校において、**県内のどこからでも志願することができます。**

注意 県教育長の志願資格の承認を受けた人は、志願資格承認書の交付等について本冊子p. 20を確認してください。

入学願書等の提出

- (1) 募集期間中に、紙による**入学願書**（第1号様式の2）を志願先の高等学校へ**直接提出**してください。**郵送による入学願書等の提出はできません。**
入学願書については、必要事項をもれなく記入の上、志願者の写真を貼り、中学校長の証明を受けてください。入学願書に不備があるときは、受け付けることができません。（記入上の注意は本冊子p. 16をご覧ください。）
※ 入学願書は、以下の県教育委員会のホームページからダウンロードし、A4サイズの白紙に印刷してください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>
※ 18歳以上（令和7年4月1日現在）の人は、入学願書の保護者欄の記入を省略することができます。
- (2) 定時制の受検料は、入学願書とともに**志願先の高等学校に直接納付**してください。
〔県立・川崎市立の高等学校：950円、横浜市立の高等学校：650円〕
- (3) **募集期間中は、志願取消はできません。**
※ 特色検査（面接）を実施する高等学校長が、面接シート（第14号様式）または当該高等学校長が定めた様式の提出を求める場合には、入学願書と併せて志願の際に提出してください。
※ 調査書については、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が持参することもできます。
※ 入学願書とともに提出する書類のある人は、併せて提出してください。
※ 入学願書等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、事前に中学校から志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。
なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願変更

- (1) 後記二次募集の日程と検査概要の志願変更期間中 1 回に限り、志願変更できます。
- (2) 二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。
- (3) 全日制・定時制（夜間以外）の異なる課程間でも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。）
- (4) 異なる学科へも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。）
- (5) 県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する際、第 2 希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第 2 希望の志願ができます。
- (6) 志願変更の手続は、定通分割選抜に準じます。本冊子p. 12を参照してください。

二次募集の日程と検査概要

二次募集の日程および検査の概要は次のとおりです。

なお、検査の会場および合格者の発表の場所はともに志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校です。

項 目	期 間・期 日	時 間 等	
		県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校	県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校および川崎市立川崎高等学校
募 集 期 間 (入学願書等受付)	令和 7 年 3 月 4 日 (火) および 3 月 5 日 (水)	3 月 4 日 (火) は、 午前 9 時～正午および 午後 1 時～午後 4 時 3 月 5 日 (水) は、 午前 9 時～正午	3 月 4 日 (火) は、 午後 2 時～午後 7 時 3 月 5 日 (水) は、 午後 2 時～午後 4 時
志願変更期間	令和 7 年 3 月 6 日 (木) および 3 月 7 日 (金)	午前 9 時～正午および 午後 1 時～午後 4 時	3 月 6 日 (木) は、 午後 2 時～午後 7 時 3 月 7 日 (金) は、 午前 9 時～正午および 午後 1 時～午後 4 時
調 査 書 の 提 出 期 間	令和 7 年 3 月 4 日 (火) から 3 月 10 日 (月) まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前 9 時～正午および 午後 1 時～午後 4 時	午後 2 時～午後 7 時
学力検査等	令和 7 年 3 月 11 日 (火)	午前 9 時から	
合格者の発表	令和 7 年 3 月 14 日 (金)	午前 10 時～正午 (受検票の提示が必要)	午後 3 時～午後 6 時 (受検票の提示が必要)

学力検査の教科等・時間割

時 刻	9 : 00～ 9 : 10	9 : 20～ 9 : 50	10 : 05	10 : 10～ 10 : 40	10 : 55	11 : 00～ 11 : 30
教 科 その他	検査についての 注意	外 国 語 (英語)	(予鈴)	国 語	(予鈴)	数 学

※ 学力検査の他に、必要に応じて特色検査（面接）を実施する場合があります。特色検査（面接）を実施する場合は、学力検査と同じ日に各志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校で行います。

特色検査（面接）の時間等は、志願受付時に志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されます。

定時制の高等学校における学力検査の代わりの作文による受検の時間割

時 刻	教科・その他
10 : 25～10 : 35	検査についての注意
10 : 40～11 : 30	作 文

二次募集の選考方法

調査書（県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校においては評定を除く。）および学力検査の結果を資料として総合的に選考します。必要に応じて特色検査（面接）を実施した場合は、特色検査（面接）の結果も選考の資料とします。

合格者の発表

入学の許可

入学手続

その他

合格発表の方法、入学の許可、入学手続およびその他については、定通分割選抜に準じます。本冊子p. 13、14を参照してください。

共通選抜二次募集及び定通分割選抜に限る。

7年度 神奈川県公立高等学校

共通選抜二次募集・定通分割選抜

志願する選抜を○で囲みます。

申請した志願者は、該当区分を○で囲みます。

ここは中学校が記入します。

横濱市立
○
学校長印

令和7年度 神奈川県公立高等学校

志願先 ※
受 検 番 号

写真の裏面に氏名および中学校
を記入してから貼付け、中学
長の割印を受けてください。

名	神奈川 太郎
---	--------

志願先	神奈川県立		〇〇高等学校	
	単位制普通科		午前部	
	受験教科等		英語・国語・数学・作文*1	
	第2希望*2		科部	
志願変更先	立		高等学校	
	科		部	
	受験教科等		英語・国語・数学・作文*1	
	第2希望*		科部	

(備考)※印欄には記入しないこと。
*1 「学文」は記入上の注意 5 の志願者のみ記入可
*2 市欄は記入上の注意 7 又は 8 で指定された高等学校のみ記入可

(受検上の注意)
1. 検査の日時

県立神奈川工業高等学校、県立横浜明朋高等学校、
県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等
学校に志願し、他の学科または部を第2希望とする場
合に記入し、第2希望を希望しない場合は右下がりの
斜線を引てください。
第2希望の設置のない学校を志願する場合は、空欄
のままにしてください。

高等学校受付確認印	
志 願 先	志願変更先
印	印

7年度 神奈川県公立高等学校

定通分割選抜

申請した志願者は、該当区分を○で囲みます。

ここは中学校が記入します。

學校長印

令和7年度 神奈川県公立高等学校

志願先 受検番号	※
志願変更先 受検番号	※

氏 フリガナ **カナガワ** **タロウ**

写真の裏面に氏名および中学校名を記入してから貼付け、中学校長の割印を受けてください。

(備考) ※印欄には記入しないこと。

(受検上の注意)

- 1 検査の日時
- 定通分割選抜（日時が入ります。）
- 作文 []
- 特色検査 []
- までに検査会場に集合すること。
- 2 検査会場
- 志願(変更)先の高等学校
- 3 持参するもの

(1) 受検票		(2) 筆記用具	
高等学校受付確認印			
志 願 先		志願変更先	
印		印	

在県外国人等特別募集

募集を行う高校

学 校 名	学 科 等
県立横浜明朋高等学校	単位制による定時制 普通科 午前部
	単位制による定時制 普通科 午後部
県立相模向陽館高等学校	単位制による定時制 普通科 午前部
	単位制による定時制 普通科 午後部
横浜市立横浜総合高等学校	単位制による定時制 総合学科 II部
川崎市立川崎高等学校	定時制 普通科 昼間部



在県外国人等特別募集の募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>

志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子p. 5のIの「志願資格」に該当し、かつ、次のすべてに該当する人が対象となります。

- (1) 外国の国籍を有する（難民として認定された人を含みます。）人
または日本国籍を取得して6年以内（令和7年2月1日現在）の人
- (2) 入国後の在留期間が**通算で6年以内**（令和7年2月1日現在）の人
※ 日本における学齢期以降（小学校1学年以降）で計算します。

(2) 学区

在県外国人等特別募集は、県立高等学校、横浜市立高等学校、川崎市立高等学校ともに、県内のどこからでも志願することができます。

志願

- (1) 在県外国人等特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- (2) 県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校の在県外国人等特別募集において、同じ高等学校の同じ課程の他の部を第2希望として志願することができます。
- (3) 18歳以上（令和7年4月1日現在）の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は、志願手続時に出願サイトで「作文での受検を希望する」にチェックしてください。

志願手続

出願サイトにおける志願手続の流れは、本冊子p. 2、3ページを参照してください。

- (1) **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍（卒業）中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
C 海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。
- (2) 特別募集の志願資格を確認するため、志願資格確認期間中に、特別募集等の志願資格確認申請書および以下のア、イの書類を、志願予定先の高等学校の窓口で**提出または提示**してください。

志願資格確認期間は次表のとおりです。

確 認 期 間	受 付 時 間	備 考
令和7年1月6日(月)から15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。

ア 外国籍を有すること、難民として認定されたこと、または日本国籍を取得して6年以内（令和7年2月1日現在）であることを証明する書類

イ 入国後の在留期間が通算6年以内（令和7年2月1日現在）であることを証明する書類（パスポート、出入国記録等）

- 注意**
- ・ 出入国の際、一部の空港において出入国審査を自動で行う、いわゆる「自動化ゲート」を通過した場合、パスポートには期日等がスタンプ（証印）されません。志願資格の確認をするための書類としてパスポートを利用する場合は、自動化ゲートの通過後（出国時は搭乗前、入国時は税関検査前までに）必ず、各審査場事務室の職員にスタンプ（証印）についてお問い合わせください。
 - ・ 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
 - ・ **志願予定先高等学校で出願サイトに志願資格の登録がされないと、在県外国人等特別募集に志願できません。**

- (3) 出願サイトから志願情報を申請し、受検料を納付の上、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先に提出されます。

- (4) 受検料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 19を参照）受検料の金額等は次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立
名 称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料
金 額	9 5 0 円	6 5 0 円	9 5 0 円

(5) 出願サイトからの納付ができない場合に限り、受検料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

※ 納付した受検料は原則として返還できません。

(6) 募集期間は次表のとおりです。

募 集 期 間	備 考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

(7) 志願者の調査書(令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要)は、中学校長から志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。面接シート(第14号様式)または当該高等学校長が定めた様式、長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類の提出を必要とする場合は、原則、調査書と併せて提出します。調査書等の提出期間は次表のとおりです。

調査書等の提出期間	受 付 時 間
令和7年2月4日(火)から2月12日(水)まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)	午前9時～正午および午後1時～午後4時

志願変更

(1) 志願変更の範囲

- ア 後記(2)の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
- イ どの高等学校へも志願変更できます。
- ウ 全日制・定時制・通信制の異なる課程間でも志願変更できます。
- エ 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる部にも志願変更できます。)
- オ 一般募集共通選抜や他の特別募集の間へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。志願資格確認がされていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に当該募集の志願資格確認の手続きをしてください。
- カ 県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第2希望の志願ができます。
- (2) 志願変更期間は次表のとおりです。

志願変更期間	備 考
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 手続については、本冊子p. 6、7を参照してください。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日(令和7年2月27日(木))正午までに、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

- A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、
- ① 在籍(卒業)中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校による確認および中学校長の承認を受けると志願取消が完了します。
- C 海外現地校等**の場合は、
- ① 県教育委員会の窓口で志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願取消情報を申請すると志願取消が完了します。

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表のとおりです。

印刷可能期間	備 考
令和7年2月11日(火・休日)から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

(2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校のホームページから確認することができます。

学力検査等

(1) 検査の内容および期日

学力検査(学力検査の代わりの作文)・面接 令和7年2月14日(金)

(2) 検査の会場 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校

(3) 検査の時間

ア 学力検査の教科等の時間割 ※ 外国語（英語）の学力検査はリスニングテストを含みます。

時刻	8：50～ 9：10	9：20～ 10：10	10：25	10：30～ 11：20	11：35	11：40～ 12：30	12：30～ 13：15	13：15	13：20～
教科 その他	検査に ついて の注意	外国語 (英語)*	(予 鈴)	国 語	(予 鈴)	数 学	(昼 食)	(予 鈴)	面 接

イ 学力検査の代わりに作文による受検の時間割

時刻	11：20～ 11：35	11：40～ 12：30	12：30～ 13：15	13：20～
教科 その他	検査に ついて の注意	作 文	(昼 食)	面 接

(4) 検査に関する注意点

ア 学力検査等当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食

※ 学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

イ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ 学力検査等当日、大雪等の非常事態により学力検査等の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）



- ・ テレビ神奈川（データ放送→dボタン→赤ボタン→県のお知らせ）午前6：30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前6：30以降

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>

エ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 8、9を参照してください。

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書、学力検査（追検査を含む。）の結果および面接の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表

入学の許可

入学手続

その他

- (1) 合格者の発表、入学の許可、入学手続およびその他については、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 10を参照してください。
- (2) 二次募集は実施しません。

受検料および入学料納付金額一覧

納付金額とシステム利用料一覧（単位：円）

課 程	収納科目		金額	システム利用料 ※	システム利用料を含んだ 納付金額合計 ※
定時制	受検料	神奈川県・ 川崎市・横須賀市	950	42 220	992 1,170
		横浜市	650	29 220	679 870
	受検料 (半額免除)	神奈川県	475	21 220	496 695
		横浜市	325	14 220	339 545
	入学料	神奈川県・ 川崎市・横須賀市	2,100	92 220	2,192 2,320
		横浜市	1,200	53 220	1,253 1,420
	入学料 (半額免除)	神奈川県	1,050	46 220	1,096 1,270
		横浜市	600	26 220	626 820

※上段：クレジットカードで納付する場合のシステム利用料と納付金額合計

下段：コンビニ、ペイジーで納付する場合のシステム利用料と納付金額合計

志願資格承認・学区確認

I 志願資格承認について

志願資格承認の申請が必要な人

次のア～ウのいずれかに該当する人が神奈川県公立高等学校の定時制または通信制の課程を受検するときは、事前に志願資格承認申請という手続きを行い、県教育長の志願資格の承認を受ける必要があります。

- ア 令和7年4月1日までに県外から本県に転居を予定している人
イ 県外在住の人で、令和7年4月1日までに本県に勤務予定の人（ただし、横浜市立横浜総合高等学校を志願する場合は横浜市内に勤務予定の人、川崎市立高等学校の普通科を志願する場合は川崎市内に勤務予定の人）
ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した人、または令和7年3月31日までに修了する見込みの人

申請の方法

県教育長の志願資格承認を受ける必要がある人（前記ア～ウに該当する人）で、「神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書（第15号様式）」で県教育長から志願資格承認を受けていない人は、志願資格承認申請期間中（令和7年1月6日（月）～1月15日（水）※ただし、土・日・休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。）に志願予定先の高等学校へ「神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）入学志願資格承認申請書（第18号様式）」を提出してください。

- (1) 前記アに該当する人は、次のものを申請書に添付してください。
- (ア) 神奈川県内での住所を証明するものとして、家屋の登記簿謄本または登記事項証明書（いずれも発行後、6か月以内のもの）、建築確認通知書・建築計画確認書・入居決定通知書・売買契約書のいずれか（転居先の建物が建築中の場合等）、社宅等の管理者の証明書または住宅の賃貸契約書等、県内居住予定先の建物の証明
- ※ 住民票等では確認しません。
- (イ) 転居取りやめときは入学を辞退する旨の念書（第19号様式）
- (ウ) (ア)の書類の所有者名義または賃借人名義が志願者本人またはその保護者でない場合は、名義人による同居同意書（第20号様式）
- (2) 前記イに該当する人は、勤務予定先の所在地および雇用を証明する書類を申請書に添付してください。
- (3) 前記ウに該当する人は、9年の課程の修了（見込み）を証明する書類（修了証明書等）および県内の住所を証明する書類（住民票の写し等）を申請書に添付してください。
- ※ 全日制の課程に志願または志願変更する場合には、事前に全日制の課程の志願資格の承認申請（第15号様式による。）が必要となります。その場合は「志願のてびきー全日制の課程・別科ー」を参照するか、県教育委員会教育局指導部高校教育課（(045)210-8084）にお問い合わせください。また、学区確認の手続が必要となる人は、横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課（(045)671-3272）または川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課（(044)200-3243）にお問い合わせください。
- ※ 志願資格承認申請の際は、事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。
- ※ 3月以降に行う検査を受検する人で、県教育長から志願資格承認を受けていない人は、入学願書提出時に、上記申請をしてください。

申請後の流れ

- (1) 2月に行う検査を受検する人
- 志願資格が承認（第18号様式による。）されると、志願予定先の高等学校により、出願サイトに承認情報の登録が行われます。志願者アカウントの作成が完了していないと、承認情報が登録できないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。
- (2) 3月以降に行う検査（共通選抜（二次募集）および定通分割選抜）を受検する人
- ア 志願資格の承認（第15号様式による。）を受けた人は、県教育委員会より志願資格承認書（第17号様式の1）を受け取り、入学願書と併せて志願先（志願変更をしたときは、その志願変更先）へ提出してください。志願資格承認書の交付期間は次表のとおりです。

交 付 期 間	窓口の受付時間	交 付 場 所
令和7年2月28日（金）から 令和7年3月7日（金）まで （土曜日、日曜日を除く。）	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6階

- イ 神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）入学志願資格承認申請書（第18号様式）により申請をする人は入学願書の志願資格承認申請書の区分の欄の「18号」を○で囲んでください。

Ⅱ 学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）

学区について

横浜市立および川崎市立の高等学校への志願に際しては、横浜市立高等学校通学区区域規則および川崎市立高等学校の通学区区域に関する規則（以下「各通学区区域規則」といいます。）によって、次のように学区等の制約があります。

〔横浜市立横浜総合高等学校の学区について〕

横浜市内全域が学区です。また、学区外からの志願者（横浜市内に勤務地がなく、横浜市以外の神奈川県内に住所がある人）の入学を許可される人数は、募集定員の８％以内です。

なお、横浜市立横浜総合高等学校を志願する人のうち、すでに中学校を卒業している人や横浜市内に転居してきた人などは、学区確認申請が必要となります。

〔川崎市立高等学校の普通科の学区について〕

川崎市内全域が学区です。また、学区外からの志願者（川崎市内に勤務地がなく、川崎市以外の神奈川県内に住所がある人）の入学を許可される人数は、募集定員の８％以内です。

なお、川崎市立高等学校の普通科を志願する人のうち、すでに中学校を卒業している人や川崎市内に転居してきた人などは、学区確認申請が必要となります。

- ※ 両市とも中学校長の確認により、申請を省略できる場合があります。詳しいことは、中学校の先生等にお問い合わせください。
- ※ 横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立高等学校の普通科を除く定時制の課程は、県内のどこからでも志願できます。
- ※ 一般募集（共通選抜）の場合、承認されると、当該市教育委員会により、出願サイトに学区確認結果の登録が行われます。志願者アカウントの作成が完了していないと、学区確認結果の登録ができないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。

○ 令和７年度神奈川県公立高等学校入学者選抜選考基準および特色検査の概要等について

選考基準について

選考基準および特色検査の概要ならびに、面接シート（第 14 号様式）の提出が必要な学校については、「募集案内」または以下の県教育委員会のホームページをご覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/senko_kijun.html

様式について

各種申請等に用いる様式については、各中学校や県教育委員会で用意しています。県教育委員会のホームページからダウンロードして使うこともできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>

○ 神奈川県公立高等学校の学費について

◆ 授業料（通信制については受講料）

定時制 年額 32,400 円 通信制 1 単位 350 円（平日登校履修は 1 単位 700 円）
なお、高等学校ごとに定めた生徒会費等の諸経費が別途必要になります。

◆ 就学支援金制度 ◇対象となる方は必ず手続をしてください。

一定所得未満の世帯については、申請の手続を行うことで、授業料（受講料）の負担がなくなります。

○ 対象となる方

保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円（年約910万円）未満の世帯です。

〔算定式〕市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算します。

○ 支給額 定時制：年額 32,400円 通信制：1 単位336円

※ 学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料（受講料）に充てるため、生徒は授業料（受講料）を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

※ 通信制については、受講料の納付後、年度末に還付します。

○ 手続について

入学する高等学校で合格発表時に手続に関するお知らせ等を配付します。申請は、原則オンラインで受け付けますが、書面での申請も可能です。いずれかで、入学する高等学校に申請してください。

就学支援制度については、県のWebページでも案内しています。Webページには、令和6年度新入生へ合格発表時に配付した、手続に関するお知らせも参考に掲載されています。

掲載ページURL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533737/index.html>

「神奈川県 就学支援金」で検索

○ 問合せ先 各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ

TEL (045)210-8113(直通) ※ 手続は各高等学校で行います。

○ 神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について

◆ 神奈川県立の高等学校では、受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。

なお、通信制は、受検料（入学検定料）および入学料がかかりません。

○ 対象となる方および減免される額

生活保護を受給されている方、児童福祉施設等に入所されている方、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）の方、失職等による家計急変（当該年度中または当該年度の前年度中に限る。）により家計急変後1年間を推計した保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満となる方は**全額免除**、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満の方は**半額免除**

○ 申請方法

入学検定料および入学料について減免を希望される方は申請手続が必要です。

原則、e-kanagawa電子申請システムにて志願予定の県立高等学校に申請してください。（電子申請期間後は書面申請のみ受付となります。）

申請ページURL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=67526

e-kanagawa電子申請システムでの申請ではなく、書面申請を希望される場合は、中学校または県立高等学校にある申請書類に必要事項を記入して、志願予定の県立高等学校に申請してください。

なお、必ず申請する県立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。また、**入学検定料は願書受付開始日の前日までに、入学料は入学手続開始日の前日までに**申請しないと受付できません。

○ 問合せ先 各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ

TEL (045)210-8113(直通) ※ 手続は各高等学校で行います。

◆ 横浜、川崎、横須賀の各市立高等学校においても、受検料（入学検定料）および入学料の減免制度があります。

なお、申請される方は必ず、志願予定の市立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。（※横須賀市は下記問合せ先に事前相談をしてください。）

○ 問合せ先

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課 (045)671-3474 (直通)

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 (044)200-3269 (直通)

横須賀市教育委員会事務局学校教育指導課（総務係） (046)822-8525 (直通)

○ 私立高等学校等の学費支援制度について

- ◆ 私立高校等へ進学した場合、世帯の所得に応じ、**年間で最大 468,000 円の授業料補助、211,000 円の入学金補助、最大 152,000 円の授業料以外の教育費補助**が受けられます。（ご家庭の状況によって、制度の対象可否や補助金額が異なります。）

詳しくは「志願のてびき—全日制の課程・別科—」の 37、38 ページまたは私学振興課の学費支援制度のご案内リーフレット（中学校から配付）で確認してください。

なお、リーフレットは次の URL からご覧いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



神奈川県 学費支援

検索

○ 問合せ先

神奈川県 福祉子どもみらい局 私学振興課 助成グループ (045)210-3793(直通)

○ 神奈川県高校生等奨学給付金について

1 給付対象 生活保護（生業扶助）受給世帯 または 住民税所得割非課税世帯※

※ 家計急変により非課税相当となった世帯を含みます。

2 制度内容 授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金（返還不要）

- ・ 給付を受けるためには申請が必要です。（高校等入学後に学校等へ申請）
- ・ 制度の詳細は県ホームページをご覧ください。

3 問合せ先

<国公立高等学校等> 神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ (045)210-8251(直通)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

<私立高等学校等> 神奈川県 福祉子どもみらい局 私学振興課 助成グループ (045)210-3793(直通)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuhukinn.html>

○ 神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて

1 制度内容

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して奨学金を貸し付けます。

（卒業後返還が必要・無利息）

2 貸付月額（新入生）

(1) 国公立 1万円、2万円または3万円（いずれか選択）

(2) 私立 1万円、2万円、3万円、4万円または5万円（いずれか選択）

※ 2年生以上は上限額が1万円下がりますが、申請（要件あり）により1万円を加算し、新入生の時と同額の貸付けを受けることができます。

3 募集時期等

(1) 予約採用 中学3年生の11月～1月中旬

・ 中学校を通じてご案内しますので、担任の先生等にお申し出ください。（県ホームページにも掲載）

・ 予約採用された方のうち希望される方は、短期臨時奨学金として、高校入学後の奨学金の一部を前倒しして高校入学前の3月に貸付けを受けることができます。

(2) 定期採用 高校等入学後の4月

・ 募集案内、願書等は高校等で配付します。（県ホームページにも掲載）

・ 申請手続については、各高校等の担当者にお問い合わせください。

※ 募集締切後に貸付けが必要となった方は随時採用にお申込みが可能です。

4 問合せ先

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ (045)210-8251(直通)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課入学者選抜・定員グループ 電話(045)210-8084 (直通)

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課 電話(045)671-3272 (直通)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 電話(044)200-3243 (直通)

横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課 電話(046)822-8479 (直通)